

宿泊税制度設計について

第1回宿泊税検討委員会
令和6年10月30日

1 法定外税（宿泊税）の新設

(1) 制度概要

出典：総務省HP

現行制度の概要

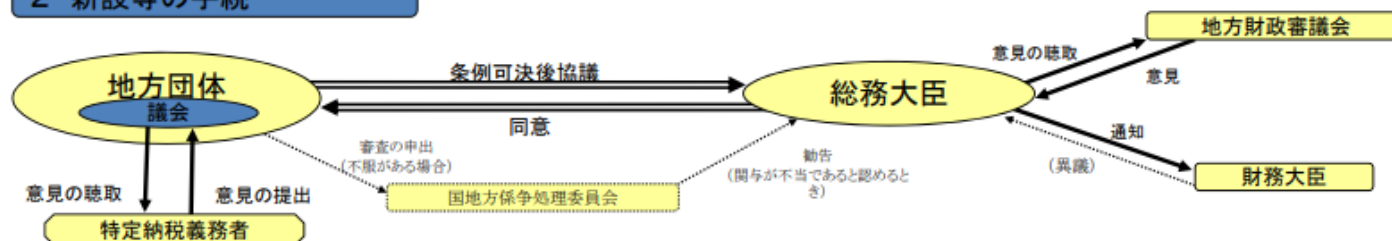
1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超える見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

1 法定外税（宿泊税）の新設

(2) 処理基準

出典：総務省HP

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

1 法定外税（宿泊税）の新設

(3)留意事項

出典：総務省HP

法定外税の検討に際しての留意事項

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得よう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

2 課税要件について

(1) 課税要件

項 目	内 容	湯河原町の宿泊税（案）
課税客体	税金がかかる物や行為	湯河原町に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	納税額を算出する際に必要な基本的な数値	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	租税を納める義務を課せられる者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収：特別徴収義務者（宿泊施設）が宿泊者から宿泊税を徴収し納入 普通徴収：町が納税義務者から直接租税を徴収	特別徴収
申告期限	条例に規定される日までに、徴収（納付）すべき租税の情報を申告し、租税を納付するもの	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入
免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度	先行導入自治体の例を参考に、検討
税額・税率	税金の額。一律定額制、段階的定額制、定率制が考えられる	先行導入自治体の例を参考に、事業者の事務負担を考慮し検討
課税免除	地方税法第6条の規定により、公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	先行導入自治体の例を参考に、検討
課税期間 (見直し期間)	制度の施行状況や社会経済情勢の推移などを勘案して、一定期間ごとに見直しを行う	多くの先行導入自治体と同様に、条例施行後5年周期での見直しを検討
罰則規定	不申告に関する過料や帳簿記載義務違反等に関する罰則	先行自治体の例を参考に、検討

(2) 導入自治体の状況・・・参考資料2

2 課税要件について

(3-1)課税要件の詳細（課税客体・課税標準・納税義務者）

課税客体：湯河原町に所在する宿泊施設への宿泊行為

課税標準：宿泊施設への宿泊数

納税義務者：宿泊施設への宿泊者

先行導入自治体において東京都を除き、「旅館業法の許可を受けたホテル・旅館・簡易宿泊所」、「住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）」としている。施設の種類によって、宿泊者が享受する行政サービスに変わりはないことから、課税客体は湯河原町に所在する次の施設とし、また、先行導入自治体と同様に、課税標準は「宿泊施設への宿泊数」、納税義務者は「宿泊施設への宿泊者」と考える。

【対象施設】

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設
- (2) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅

【参考】

対象施設：旅館・ホテル99件 簡易宿所28件 民泊7件

(3-2)課税要件の詳細（徴収方法）

徴収方法：特別徴収

宿泊者から宿泊税を直接徴収することは、実務上困難であると考えられることから、全ての先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体へ納入する方法をとっている。

また、入湯税を納入している事業者においては、既存の納入スキームと同様になるため、円滑に導入しやすい。

2 課税要件について

(3-3)課税要件の詳細（申告期限）

申告期限：毎月末日までに前月分を申告納入する

ただし、一定の要件を満たした場合は、3か月分をまとめた年4回の申告納入の特例を設ける

全ての先行導入自治体において、毎月末日までに前月分を申告納入する方式をとっている。また、特例として、一定の要件に該当し承認を受けた場合には、年4回の申告納入としている。

【要件例】

- (1) 過去12か月の宿泊税年税額が一定以下である
- (2) 過少申告加算金等の決定を受けていない
- (3) 税を滞納していない
- (4) 1年以上前から宿泊施設の経営を開始している など

(3-4)課税要件の詳細（免税点）

免税点：先行導入自治体の例を参考に、検討

免税点設定の考え方としては次のとおり

- (1) 課税の公平性の観点や宿泊事業者の事務負担の観点から、免税点を設けない。
- (2) 宿泊者の納付資力や宿泊単価の低い宿泊施設における負担感などから、一定の金額を下回る宿泊料金の宿泊について免税点を設ける。

先行導入自治体の多くは、(1)の考えにより、免税点を設けていない。

【参考】

免税点設定自治体 東京都：10,000円未満 大阪府：7,000円未満

免税点設定予定自治体 金沢市：5,000円未満

免税点設定なし 熱海市等

2 課税要件について

(3-5)課税要件の詳細（税額・税率）

税額・税率：先行導入自治体の例を参考に、事業者の事務負担を考慮し検討

項 目	一律定額制	段階的定額制	定率制
制度	宿泊料金に関わらず一定額で課税	区分ごとの宿泊料金に応じて課税	宿泊料金に応じて課税
税収額	・ 他に比べ、税収が確保できない ・ 宿泊単価の上昇は税収に関係がない	・ 一律定額制と定率制の中間程度の税収と考えられる	・ 定額制に比べ、税収が多くなる ・ 宿泊単価に応じて税収増
観光客の負担	宿泊料が安価であるほど相対的に税負担が大きい	・ 一定程度宿泊料金（担税力）に応じた税負担	宿泊料（担税力）に応じた税負担
事業者等負担	税額計算の事業者等の負担が少ない	税額計算の事業者等の負担は中程度	税額計算の事業者等の負担が大きい
公平性	宿泊者に均等に負担を求める税制	一律定額制と定率制の中間	応能負担の観点に沿った税制
需給バランス	市場の価格調整を阻害する可能性有	税額の境目の宿泊料金帯では、需給バランスを阻害する可能性有	価格調整による市場の需給バランスを阻害しない
事例	福岡県、北九州市	大半の自治体で導入	倶知安町（2%の定率）
社会状況への対応	インフレやデフレに対応できない	インフレやデフレに対応できない	インフレやデフレに対応できる

一律定額制により一人1泊200円とした場合の税収見込み

200円×約600,000人（年間宿泊者数）＝約1.2億円

2 課税要件について

(3-6)課税要件の詳細（課税免除）

課税免除：先行導入自治体の例を参考に、検討

全ての先行導入自治体において、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊は、ウィーン条約（国家間の外交特権を規定している条約）を批准している観点から課税免除している。

一部の自治体において、次の対象者に対し課税免除を行っているほかは、課税免除を実施していない。

【課税免除例】

- (1) 修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に生徒等
- (2) 宿泊を伴うスポーツ大会等に参加する生徒等
- (3) 12歳未満の者

(3-7)課税要件の詳細（課税期間・見直し期間）

課税期間・見直し期間：多くの先行導入自治体と同様に、条例施行後5年周期での見直しを検討

4ページに記載された自治税務局長通知に基づき、全ての先行自治体において、条例施行後も制度内容の見直しを行うこととしている。

【参考】

3年ごとの見直し：長崎市

施行後3年、その後は5年ごとの見直し：福岡県、福岡市、北九州市

5年ごとの見直し：その他自治体

2 課税要件について

(3-8)課税要件の詳細（罰則規定）

罰則規定：先行導入自治体の例を参考に、検討

宿泊税の適正公平な課税の実効性を高めるため、特別徴収義務者に対し、罰則規定を設けるもの。
先行導入自治体により、罰則規定は様々なものとなっている。

罰則対象行為	内 容	自治体
特別徴収義務者証の掲示、貸付、譲渡、 不返還等に関する違反	1 年以下の拘禁刑務又は50万円以 下の罰金	東京都、大阪府、金沢市
宿泊税に係る帳簿、売上伝票等の不記 載・不作成又は虚偽記載・虚偽作成		東京都、大阪府、福岡県 金沢市、福岡市、北九州市、熱海市
//	3 万円以下の罰金	倶知安町
納税管理人に関する申告義務の不履行	10万円以下の過料	京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、熱海市

3 交付金等について

(1) 特別徴収交付金

宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する交付金。すべての先行導入自治体において実施。

特別徴収交付金：納期限納入額の3%程度

先行導入自治体では、納入額の2.5%を特別徴収交付金としている。また、要件に応じて、交付金の額が増減されるほか、一部自治体では交付上限額を設けている。

【要件例】

- (1) 導入から5年間は特例措置として0.5%加算
- (2) 納期内納付していない場合、0.5%減算
- (3) 一定期間は納入額に1,000円を加算
- (4) 加算金を伴う増額更正等を受けたとき 1.5%減算 など

湯河原町としては、宿泊者がクレジットカードで宿泊税を事業者等へ支払った場合、クレジットカード会社への手数料が一定金額発生することを考慮し、特別徴収交付金の額を検討したい。

(2) システム整備費等補助金

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステム等の改修に係る経費やチラシ・パンフレットの修正等に係る経費を補助するもの。

システム整備費等補助金：上限50万円（補助率10/10）を想定

先行導入自治体（導入予定自治体）の一部で、システム整備費等に対する補助を実施している。

- 【参考】 長崎市、熱海市 上限50万円（補助率1/2）
常滑市 上限100万円（50万円まで全額補助、超える部分は1/2補助）

4 宿泊税制度設計（例）について

(1) 宿泊税制度設計（例）

項 目	制度設計（例）
課税客体	湯河原町に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入
免税点	設定なし
税額・税率	一人1泊200円
課税免除	入湯税と同様の規定
課税期間 (見直し期間)	5年周期での見直しを検討
罰則規定	先行自治体の例を参考に、検討
特別徴収 交付金	納入額の3%
システム整備等補助金	上限50万円（補助率10/10）

宿泊税に係る歳入歳出（例）

歳出		歳入
観光費 (参考： R5決算 約3.6億)	観光総務費 6,000万円	一般財源
	既存事業	国・県交付金 ふるさと納税など 1.7億円
	既存事業の拡 充+新規事業	宿泊税 1.2億円
徴税費	徴税経費 1,000万円 (交付金540万円込)	

5 スケジュール

内 容	令和6年度							令和7年度												令和8年度
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
総務文教福祉常任委員会	●			●		●														宿 泊 税 開 始
検討委員会設置	●																			
検討委員会開催		①			②		③	④												
事業者アンケート				→																
制度設計			→					→												
パブリックコメント						→														
宿泊者アンケート				→																
収納管理システム検討・導入					→													→		
条例上程										●										
検察庁協議					→															
総務省協議					事前調整						→									
事業者説明会				●									●		●					
宿泊税使途の検討		→											→							